

選挙管理規定

(選挙公示と立候補締切)

第 3 条 選挙管理委員会は、投票日の 60 日以前に選挙期日・選出する役員の定数・立候補受付期間を公示し、立候補を受け付ける。

2 立候補締切日は、投票の 40 日前とする。

3 郵送による立候補の届け出は、締め切り日までの消印を有効とする。

(立候補の届け出)

第 4 条 会長、副会長、事務局長、理事、監事の選挙に立候補しようとする会員は、文書でその旨を選挙管理委員長に届け出るものとする。届出の書式は、第 2 号様式に準じて作成する。

2 推薦立候補は、3 名以上の推薦者を必要とする。この場合の立候補届け出は、本人の同意を得て、推薦代表者が文書で行うものとする。届け出の書式は、第 2 号様式に準じて作成する。

(立候補が定数に満たない場合の選挙)

第 5 条 立候補が定数に満たない場合、立候補者をそのまま信任し、当選とする。

2 定数の不足分は、当選者を除く会員を対象に総会会場にて選挙する。

3 投票用紙の配布、投票方法等は選挙管理委員会の指示に従うものとする。

(立候補に伴う選挙管理委員の退任と補充)

第 6 条 選挙管理委員が立候補したときは委員の資格を失う。欠員の補充は、第 2 条第 2、3 項に従って行うものとする。

(選挙方法)

第 7 条 選挙は、総会において出席会員が直接無記名投票を行う。

(投票用紙)

第 8 条 投票用紙は、選挙管理委員会が指定するものとする。

(投票順序と方法)

第 9 条 投票順序と方法は、次の通りとする。

(1) 会長：単記投票 (2) 副会長：2 名連記投票 (3) 事務局長：単記投票

(4) 理事：5 名連記投票 (5) 監事：2 名連記投票

(開票立会人)

第 10 条 開票には、立会人を 2 名置いて行う。立ち会いは、選挙管理委員長が指名するものとする。

(有効投票数)

第 11 条 有効投票数は、投票総数の 3 分の 2 以上とする。

(無効投票)

第 12 条 投票は、次の内容に該当する場合無効とする。

- (1) 候補者氏名を記入しないもの。
- (2) 候補者氏名以外を記入したもの。ただし敬称の類はこの限りではない。
- (3) 候補者氏名を判別できないもの。
- (4) 1 投票中で第 9 条に規定する数以上の候補者氏名を記入したもの。

(同一氏名の候補者に対する投票の効力)

第 13 条 同一氏名の候補者がいる場合は氏または名のみの記載は、2 分する。

(当選の有効)

第 14 条 単記投票の場合の当選は、有効投票数の過半数以上とする。過半数に達しない場合は、上位 2 名の立候補につき再投票を行う。

- 2 連記投票の場合の当選は、投票数の多い順に当選を決めるものとする。
- 3 投票数が同じ場合の当選は、総会場でのくじ引きで決めるものとする。

(無投票当選)

第 15 条 立候補者が定数と一致する場合は、無投票当選とする。

(選挙運動)

第 16 条 選挙運動は次の通りとする。

- (1) 選挙管理委員会が発行する選挙広報に、候補者が見解を掲載する。
- (2) 候補者が会員に見解を説明する。

(規定の変更)

第 17 条 この規定は、総会の決議によって変更するものとする。